

第3章 目標の達成に向けて

1 長期目標を達成するための基本戦略

長期目標として2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするには、本計画に基づき、直ちに排出削減の取組を加速する必要があります。

普及期の姿

気候変動の影響が人々に認知され、危機意識の共有が始まる。太陽光発電などの再生可能エネルギーが家庭でも導入され、ZEH*の供給が始まる。家電製品や自動車などについても、省エネ性能の比較で製品を選択できるようになる。

加速期の姿

気候変動への危機意識が高まり、ライフスタイルの変革について主体的な行動が始まる。省エネルギー性能の高い製品や再生可能エネルギーとともに、エネルギーマネジメントシステム*、ZEH、ZEB*が普及し、家庭や事業所からの温室効果ガス排出量が急速に減少する。

発電に占める再生可能エネルギーの比率が高まるとともに、電力自由化を背景に、RE100*に取り組む企業や個人が増加する。

新しい生活様式が普及し、テレワークや遠隔会議の活用が進み、通勤需要やオフィスのエネルギー需要が減少する。また、マイカーではなく公共交通や自転車、カーシェアリングなどで便利に移動できるようになり、自動車からの温室効果ガスの排出が減少する。

定着期の姿

発電において再生可能エネルギーが主流となり、発電において創出されるエネルギー量は投入されるエネルギー量を上回るようになる。多くの建物はZEH、ZEBの水準を満たし、家庭や事業所からの温室効果ガス排出量がほぼゼロとなる。

二酸化炭素の固定技術が実用化し、大規模排出事業所などからの温室効果ガス排出量もほぼゼロとなる。

本格的な人口減少社会を背景にAI*化が進み、時間的ゆとりが生まれ、持続可能な生活様式が定着する。ほとんどの廃棄物が再生利用されるシステムが確立している。

本期が終わるころには、本市の温室効果ガス排出量を実質ゼロとなっている。

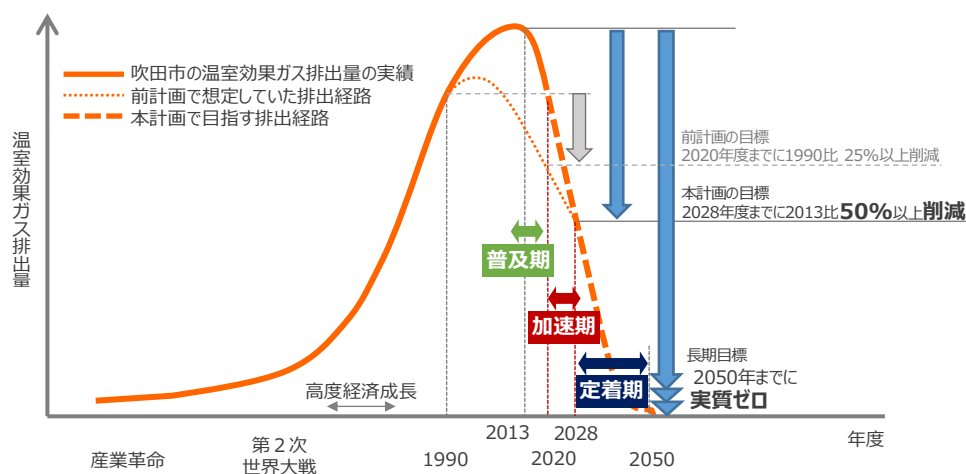


図 27 長期目標を達成するための温室効果ガス排出量削減のイメージ

2 2050年に向けて変わってゆく吹田市の姿

本市が目標として掲げる「令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなった社会」においては、新しいテクノロジーやライフスタイル、まちづくりによって、エネルギー消費が少なく、気候変動にも適応した暮らしが実現しているはずです。

また、こうした暮らしの実現によって、同時に、人と人のつながりや、自然とのふれ合いの場なども充実して心の豊かさも育まれています。

このような未来の吹田市の姿を現実のものにするために、社会の変化を見越して、今から出来ることを着実に進めていくことが不可欠です。

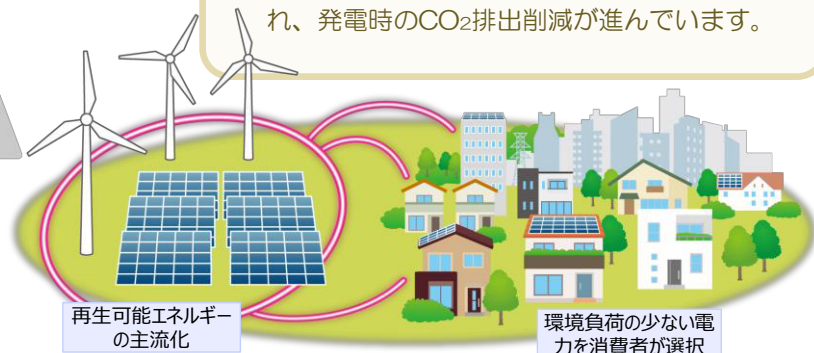
市民の暮らし

- 学校や地域での環境教育が普及し、節エネルギー・省エネルギーの意識が定着しています。
- 家電製品や給湯機器などは、省エネルギー性能の非常に高いものが標準になっています。
- 家庭内のエネルギーの管理システム（HEMS*）がほぼ全戸に普及し、優先度の低い電気機器を自動的にOFFにするなど、効率的に節電できるようになっています。
- 断熱性の高い住宅が一般的となり、冷暖房の使用量が少なくて済んでいます。
- 一戸建て住宅では太陽光発電システムが普及し、蓄電池や電気自動車などで電力を蓄えることで、エネルギーをほぼ自給自足できるようになっています。
- 再生可能エネルギーで創られた電気の利用が一般的になっています。
- 公共交通環境が充実し、カーシェアも増え、自家用車の台数が減少しています。自家用車が必要な場合は、電気自動車や水素自動車などが選ばれ、省エネ運転機能がエコドライブをサポートしています。
- 歩いて暮らせる街になり、徒歩や自転車、公共交通を使って安全で快適に移動しています。沿道の緑地は市民の憩いの場となり多様な動植物がみられます。
- 庭や窓辺にみどりを育てるなど、季節感を楽しみながら省エネルギーを実践しています。



エネルギー

- 地域循環共生圏*の構築によって太陽光発電を始めバイオマス*や未利用熱*も含めて再生可能エネルギーの活用が進み、市民が環境負荷の少ないエネルギーを選択できるようになっています。
- CCS*（二酸化炭素回収・貯留）技術が実用化され、発電時のCO₂排出削減が進んでいます。



市役所の姿

- 公用車は電気自動車や燃料電池*自動車などのエコカーになっています。歩いて暮らせる街になり、業務の多くは、公共交通機関が利用されています。
- 庁舎や施設の効果的な省エネルギー化が実現しています。また、建て替えや改修などによって環境負荷の少ない省エネ建築物になっています。
- 庁舎や施設で使う電気のほとんどは、再生可能エネルギーでまかなわれています。

事業活動では

- 工場などではコージェネレーションシステム*などの高効率なエネルギーシステムが導入されています。
- オフィスや店舗などでは省エネルギー性能の高い機器が導入されています。
- ビルや工場のエネルギーの管理システム（BEMS*、FEMS*）が普及し、エネルギー使用量が最適に制御されています。
- 建物の断熱化が進み、冷暖房が抑制されています。
- 屋上や敷地などで太陽光発電などの再生可能エネルギーが積極的に導入されているほか、再生可能エネルギー比率の高い電気を購入しています。

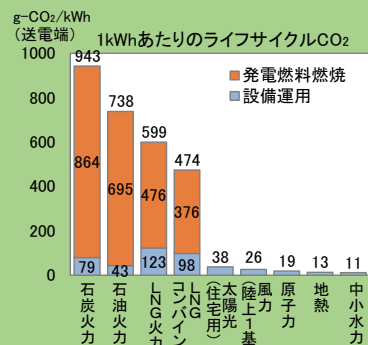


まちづくり

- 市域が公共交通網でカバーされ、マイカーより公共交通がよく利用されています。また、ドローンなども荷物の運搬に利用されています。
- 都市機能が歩いて行ける範囲に集約されています。
- 徒歩や自転車で移動しやすい安全で快適な道路空間が確保されています。沿道の緑地は市民の憩いの場となり多様な動植物がみられます。
- 公園、街路樹、公共施設の緑がよく手入れされ、ヒートアイランド現象の緩和に役立っています。また、身近な緑地は、自然環境に関する学習の場としても利用されています。
- 熱のこもらないアスファルト舗装など、ヒートアイランド対策の新しい技術が大学や研究機関と連携して積極的に導入されています。
- 開発の際には、環境への配慮とともに、気候変動に対する適応策が十分なされています。
- 地域のエネルギーの管理システム（CEMS*）により、複数の建物間でエネルギーを融通するなど、区域内のエネルギーが最適に制御されています。
- 下水道の熱など、これまで捨てられていたエネルギーを取り出す新しい技術が積極的に導入されています。

電気を使う時のCO₂排出量

エネルギーを得るために燃料を燃やすとCO₂が出てしまうため、将来に向けてCO₂排出量を実質ゼロにするには、使うエネルギーを電気に変え、その電気を再生可能エネルギーなどCO₂を排出しない発電方法に変えていくことが重要です。



出典：電力中央研究所報告書 他

3 ライフスタイルの転換

本計画の目標年度である2028年度は、これまでの人口増加がピークを迎えてから減少に転じ始める、転換の時期にあたります。

温室効果ガス排出量が実質ゼロとなる2050年を見据えたとき、まちの活力を低下させていくのではなく、エネルギーの使い方の適切な転換を進めていくことが求められます。本計画は、そうした転換を方向づける8年間であることを意識して、一人ひとりが取り組むことに大きな意味があります。

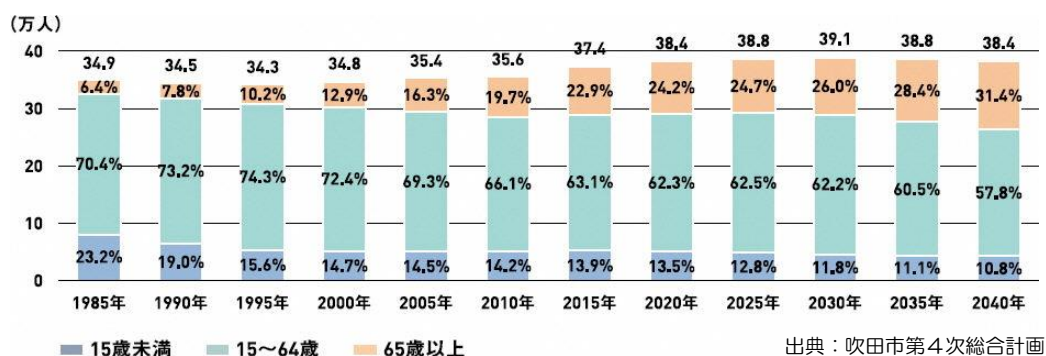
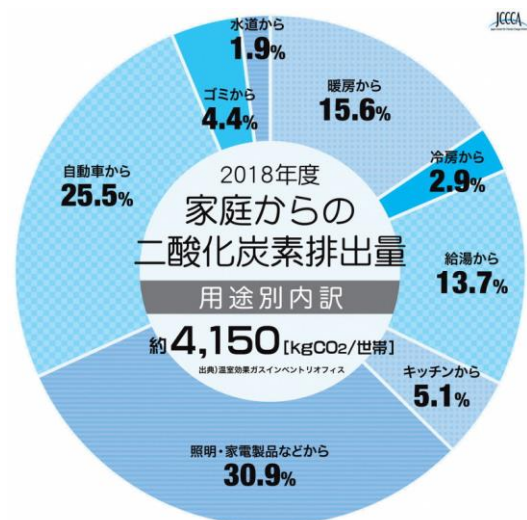


図 28 吹田市の人口の推移と将来予測人口

〔2028年度に向けたライフスタイルの転換のポイント〕

- 古い家電製品は、多くの電力を消費していることがあります。古い機器を使い続けるより、省エネ家電に買い換えることで、大きな省エネ効果を得ることができます。「うちエコ診断」などでアドバイスを受けたり、インターネットの省エネ買換比較サイトを参考にしたり、省エネラベルなどで省エネ性能を確認することができます。
- 日常的な省エネは、「HEMS」などのエネルギーマネジメントシステムを使うことで効率的に行うことができます。
- 断熱リフォームを行うことで、冷暖房の効率が良くなり省エネ効果が得られます。また、断熱性能が高まることで、アレルギー疾患やヒートショックなどの健康リスクを減らすことができます。
- 再生可能エネルギー比率の高い電気のグループ購入に参加し、電気を切り替えることなど、再生可能エネルギーを活用することで、電気をを使う際のCO₂を削減することができます。
- 公共交通やカーシェアリングを使える場合は、自動車を持たない選択をすることで、大きくエネルギーを削減することができます。また、運転時にエコドライブを実践することも効果的です。
- テレワークができる場合は、通勤のエネルギーを削減することができます。また、通勤時間が削減されることで時間に余裕を持つことができます。
- 豪雨災害や熱中症などのリスクを知ることで、適切に影響に備えることができます。



4 目標の達成に必要な温室効果ガス削減量

温室効果ガス削減の高い目標を達成するには、市民、事業者、行政などあらゆる主体が積極的に取り組むことが重要です。特に国の「地球温暖化対策計画」では家庭部門や業務部門において大きな削減を期待しており、ハード対策、ソフト対策を含めたさまざまな対策を一人ひとりが行うことで、脱炭素化に向けて大きく前進することができます。

表 10 各種対策による温室効果ガス排出量の削減見込み

部門	対策の概要	温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）		削減率
		2013年度	2028年度	
産業部門	・省エネルギー性能の高い設備・機器 ・FEMSなど	603	405	-33%
家庭部門	・住宅の省エネ化 ・高効率な省エネルギー機器 ・HEMSなど ・日常的な省エネ活動 ・再生可能エネルギーの導入	468	164	-65%
業務部門	・建物の省エネ化 ・高効率な省エネルギー機器 ・BEMSなど ・エネルギーの面的利用 ・ヒートアイランド対策 ・上下水道における省エネ・創エネ ・日常的な省エネ活動 ・都市緑化などの推進 ・再生可能エネルギーの導入	698	246	-65%
運輸部門	・次世代自動車*の普及、燃費改善 ・道路交通流対策 ・エコドライブ ・公共交通・自転車・カーシェア ・輸送効率化・モーダルシフト* ・鉄道分野の省エネ化	319	197	-38%
廃棄物	・リサイクルの推進 ・プラスチックごみの削減	58	43	-25%
工業プロセス,その他ガス	・代替フロンなどの漏洩防止など	86	38	-55%
計		2,232	1,092	-51%

※表の数値は、四捨五入により合計が合わないことがあります。

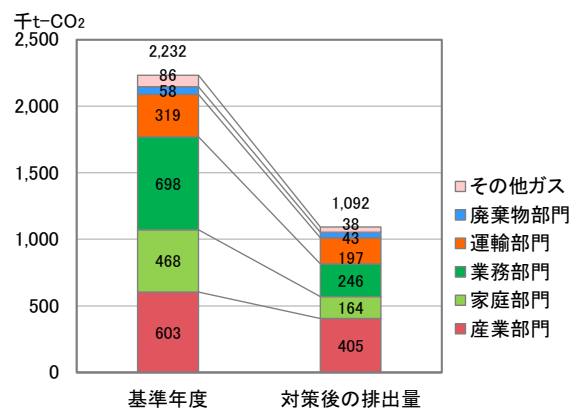


図 29 対策後の部門別温室効果ガス排出量

5 取組の主体

本計画では市民、事業者、行政の各主体が自覚を持ってそれぞれの立場で、以下に示す役割を果たしていくとともに、市民、事業者、行政が連携して対策を進めていく必要があります。

〔1〕 市民

市民は、温室効果ガスをなるべく排出しないライフスタイルへの転換を目指し、家庭でのエネルギーの使い方を見直すとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器などを導入し、また廃棄物の減量化やリサイクルに取り組むなど、出来ることから実施します。

〔2〕 事業者

事業者は、事業の推進とともに環境保全活動を推進し、エネルギーの使い方の見直し、省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器などの導入促進、従業員への環境教育など、あらゆる面から事業活動の低炭素化に取り組めます。

〔3〕 行政

市役所自身が市内有数のCO₂多量排出事業者であることから、率先してエネルギーの使い方の見直し、省エネルギー機器の導入、再生可能エネルギーの導入、省資源に取り組めます。また、本計画に基づく対策を推進します。特に、市民や事業者にも身近な基礎自治体として、吹田市環境まちづくりガイドラインなどを活用して、ライフスタイルやビジネススタイルの低炭素化の啓発、関連情報の発信など、市民や事業者が自主的で積極的な取組を展開するための支援を行います。

6 施策の展開

(1) 重点施策

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を着実に削減していくためには、一人ひとりが地球温暖化によってもたらされる危機やリスクを正しく理解し、身近な取組を積み重ね、再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素型のライフスタイルや事業スタイルを確立することが重要です。

より良い環境を次世代に引き継ぐため、上位計画である「吹田市第3次環境基本計画」の重点戦略で「はぐくむ」を掲げており、本計画においても持続可能な社会に貢献できる人を育てる環境教育が非常に重要です。

これらの観点を踏まえ、先進的な環境まちづくりを進めていくための取組を「重点施策」として推進していきます。

〔1〕RE100の推進

二酸化炭素の排出削減を効果的に進めていくためには、家庭や事業所において、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを活用していくことが有効です。

再生可能エネルギーを利用するためには、個人や事業者が独自に太陽光パネルなどの設備を設置して発電する方法や、再生可能エネルギー比率の高い電気を購入する方法があります。また、電気の契約先を変更する際に「グループ購入」の仕組みを利用することによって、比較的安価に電気を購入することが可能となります。

本市では、公共施設において、再生可能エネルギー比率の高い電気の調達などの取組により、令和12年度（2030年度）までに「再生可能エネルギーの活用100%（非FIT電源*35%以上）」を目標に取組を進めます。また、市民、事業者が再生可能エネルギー比率の高い電気を購入しやすいように、支援を行っていきます。

各主体の 対策例

（市民・個人事業者）

- 電気の契約先を変更する際は、市の「再生可能エネルギー比率の高い電気のグループ購入キャンペーン」などを利用したり、複数事業者を比較するなどして、再生可能エネルギーを活用した電力会社を選びます。
- 建物の新築・改築の際は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの設置を検討します。
- 市民出資の共同発電所づくりなどに参画します。

（事業者）

- 電気の契約先を変更する際は、複数事業者を比較するなどして、再生可能エネルギーを活用した電力会社を選びます。
- 建物の新築・改築の際、または未利用の土地や屋根などがある場合は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの設置を検討します。

本市の 施策例	● 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー比率の高い電気のグループ購入機会の提供 ● 公共施設における再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する小売電気事業者からの電力の調達 ● 公共施設の新築時、大規模改修時の再生可能エネルギー・未利用エネルギー導入推進（太陽光、小水力、下水熱など） ● 下水熱や小水力発電、地中熱などの再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入検討（ポテンシャル調査など） ● 大阪府の創エネ設備設置などに係る費用軽減のための融資制度の利用促進
主な担当室課	環境政策室、地域経済振興室、契約検査室、施設を所管する室課

〔２〕低炭素なくらしと経済活動のしくみづくり

本市の二酸化炭素排出量のうち、都市の社会経済活動に起因すると考えられる部門（家庭部門、オフィスや商業などの業務部門及び自動車・鉄道などの運輸部門）の排出量は、全体の８割以上を占めています。

このため、市域の二酸化炭素排出量を削減していくためには、日常の生活や事業活動全般において環境に対する配慮を進めていくことが重要です。また、大規模開発事業に際しては、都市機能の集約、低炭素交通手段の促進、緑地の保全や緑化の推進などの「低炭素まちづくり」を推進していくことが必要です。

本市では、環境配慮行動や環境負荷低減製品の導入を市民や事業者働きかけしていきます。また、機器の更新時には省エネルギー性能の高い機器やL2-Tech認証*製品の導入検討を行い、率先導入を図り、公共施設（学校を除く）の新築時には大阪府建築物環境配慮評価システム*による評価Aランク以上とするとともに、自動車に過度に依存しない交通環境整備や環境に配慮した開発事業の誘導を通して、低炭素なくらしと経済活動のしくみづくりを進めていきます。

各主体の 対策例	（市民） ● 家電製品や給湯器、自動車などの買い替え時、または新築・改築時には、複数の製品・構造を比較するなどして、省エネルギー性能の高いものを選択します。 ● 日常生活のあらゆる場面で「COOL CHOICE*」を意識し、実践します。 ● 「HEMS」などを活用し、家庭でのエネルギー管理を徹底します。 ● マイカーよりも、公共交通や徒歩・自転車の利用を優先します。 （事業者） ● 設備・機器、自動車などの更新時、または新築・改築時には、複数の製品・構造を比較するなどして、省エネルギー性能の高いものを選択します。 ● 従業員への省エネルギー教育を徹底します。 ● 「BEMS」、「FEMS」などを活用し、エネルギー管理を徹底します。 ● 市民の「COOL CHOICE」に資する製品やサービスを提供します。 ● 環境に配慮した企業への投資や融資を視野に入れた事業を行います。
-------------	---

本市の 施策例	● 公共施設の新築時・改修時におけるL2-Tech認証製品などの省エネルギー機器の率先導入 ● 公共施設へのESCO事業*の活用検討 ● LED照明の計画的な導入推進 ● 事業所に対する省エネルギー機器などの導入促進 ● 好いたすまいる条例の適正な運用 ● 環境まちづくり影響評価条例の適正な運用 ● 環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）の適正な運用 ● 学校を除く延べ床面積2,000㎡以上の公共施設を新築する時、大阪府建築物環境配慮評価システムにおける建築物総合環境性能評価システム*（CASBEE-建築（新築））による評価Aランク以上とし、計画における環境保全の取組について検討 ● 公共交通マップの作成・配布 ● 民間路線バスの導入検討 ● コミュニティバスの運行 ● 生活関連経路などのバリアフリー化 ● 自転車レーンの整備 ● 自転車駐車場の設置運営 ● 自転車放置防止の指導・啓発 ● シェアサイクル事業の検討 ● カーシェアリングの普及に向けた検討 ● 都市機能の集約化 ● 低炭素交通手段の利用促進 ● 緑地の保全及び緑化の推進 ● 省エネルギー化と再生可能エネルギーなどの活用 ● 建築物の低炭素化の促進
主な担当室課	環境政策室、都市計画室、計画調整室、資産経営室、総務交通室、道路室、公園みどり室、開発審査室、地域整備推進室、施設を所管する室課

〔3〕気候変動への適応

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う熱中症などの健康被害や風水害などの自然災害など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。更に今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

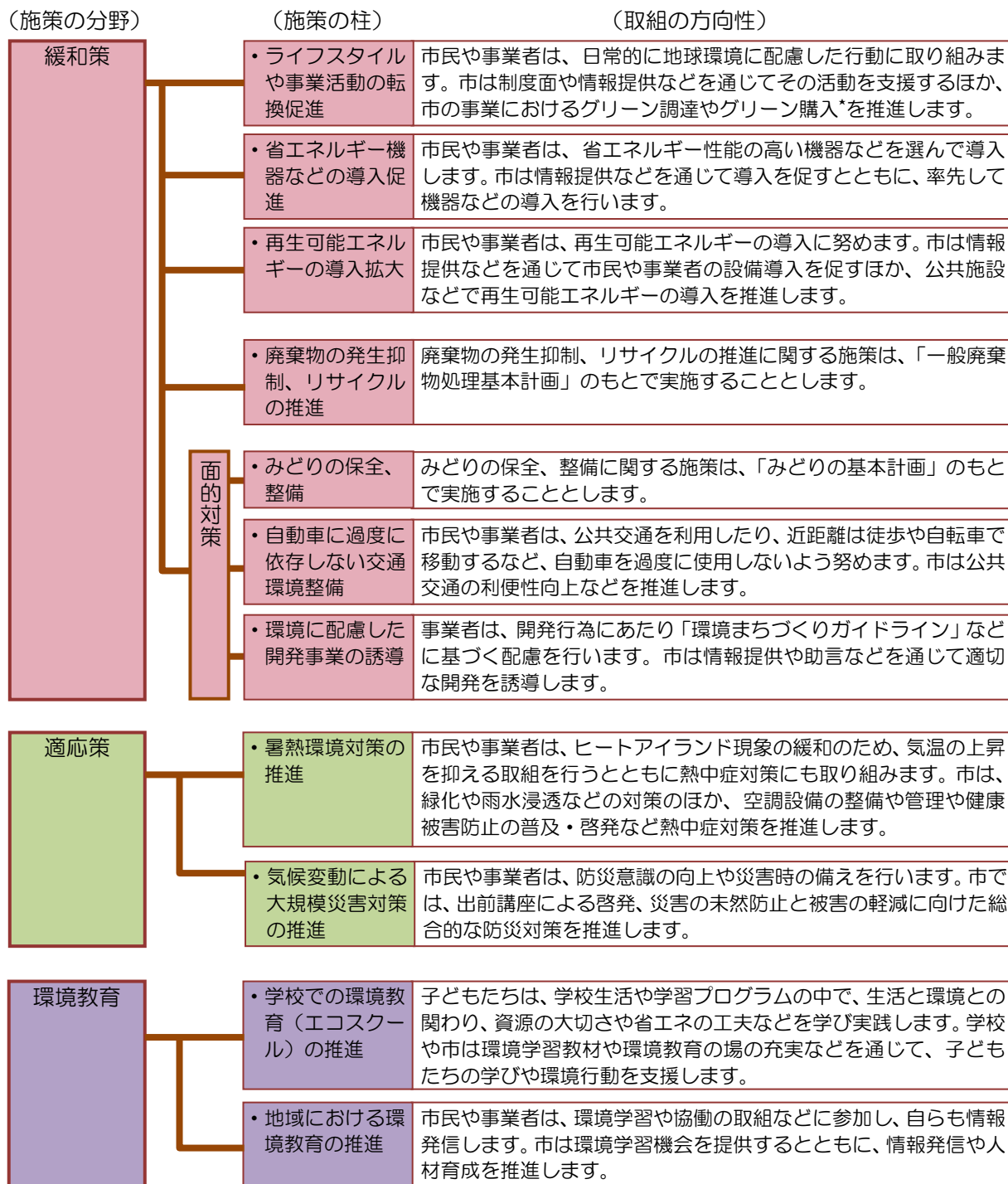
本市では、ヒートアイランド対策の推進、気候変動による大規模災害対策の推進などの適応策を進めていきます。

各主体の 対策例	(市民) ● 平常時からハザードマップ*などの防災情報を確認し、災害時の避難方法などについて家族で話し合い、備えます。 ● 地域の避難訓練などに参加します。 ● 猛暑に備え、夏季には気温や暑さ指数*を確認し、暑さを避けて活動します。 ● 伝染病を媒介する蚊などが繁殖する水たまりを作らないよう管理します。 (事業者) ● 気候変動で頻発する豪雨災害などに備え、リスク対応を強化したBCP*やマニュアルを作成し、従業員に周知徹底します。 ● 夏季の屋外作業など従業員の労働環境を改善します。 ● クールスポット*などを提供します。
本市の 施策例	● 公共施設のみどりのカーテンの推進 ● 公共施設の屋上緑化・壁面緑化、高反射率塗料の使用などによる蓄熱対策、人工排熱対策などの実施 ● 道路の蓄熱対策（遮熱性舗装・保水性舗装・透水性舗装など）の検討・実施 ● バス停や広場、駐車場などにおける蓄熱対策舗装の検討・実施 ● クールスポットの創出（ドライ型ミストの設置など） ● 熱帯夜数の把握、市域の気温分布調査などの実施 ● 熱中症予防の啓発活動の推進 ● クールビズの呼びかけ ● 防災出前講座などの啓発の実施 ● 災害時給水拠点の整備 ● 災害時給水所の設置 ● 地域との協働による応急給水訓練の実施 ● 雨水管渠の整備、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（愛称：好いたすまいる条例）に基づく雨水貯留施設設置の指導 ● 雨水浸透枳*の設置 ● 災害時に避難所などへエネルギー供給が可能な自立分散型設備*などの導入
主な担当室課	環境政策室、計画調整室、道路室、公園みどり室、地域整備推進室、危機管理室、水道部総務室、管路保全室、学校教育室、施設を所管する室課

(2) 分野別施策

本計画では、前計画の方向性を維持しながら、「吹田市第3次環境基本計画」に基づき、各分野の具体的な取組を推進します。

＜施策の体系＞



〔１〕緩和策

地球温暖化に伴う様々なリスクは、温室効果ガスの排出削減対策が遅れるほど回避することが困難となり、社会や生態系などに対する深刻な影響となって現れます。そのため、まずは早急に温室効果ガスの排出を削減するライフスタイルに転換し、可能な限り温室効果ガスの増加をゼロに近づけていく取組（緩和策）が必要です。

ア ライフスタイルや事業活動の転換促進

市民や事業者は、日常的に地球環境に配慮した行動に取り組みます。市は制度面や情報提供などを通じてその活動を支援するほか、市の事業におけるグリーン調達やグリーン購入を推進します。

表 11 ライフスタイルや事業活動の転換促進に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
市民・事業者との連携・協働により日常生活や事業活動における地球環境に配慮した行動の普及促進	環境政策室	◇ アジェンダ 21 すいた及び関係団体との連携・協働による啓発 ◇ エコドライブの啓発（交通安全講習会など） ◇ 環境問題に取り組む団体・個人などの表彰 ◇ 大学との連携による共同研究 ◇ カーボン・オフセット制度*の普及促進
低公害車・低燃費車の導入及び普及促進	環境政策室	◇ 公用車への低公害車・低燃費車の導入 ◇ 電気自動車用急速充電器の導入及び普及促進策の検討 ◇ 燃料電池車用水素ステーションの導入及び普及促進策の検討
環境に配慮した事業活動への転換に向けた環境マネジメントシステム*の導入促進	地域経済振興室 環境政策室	◇ 市内事業者への環境マネジメントシステムの啓発や導入の補助（エコアクション 21、エコクリップなど）
事業者に向けた事業活動転換の促進策の検討・推進	環境政策室	◇ おおさかスマートエネルギーセンターの省エネコストカットまるごとサポート事業の活用
エネルギー多量消費事業者などとのネットワーキングを活用した事業活動転換の促進	環境政策室	◇ 市内５大学・１研究機関との省エネルギーワーキンググループの継続 ◇ 病院などの新たなエネルギー多量消費事業者とのネットワーク構築の検討
グリーン調達、グリーン購入の推進及び普及促進	契約検査室 環境政策室	◇ 市の物品のグリーン購入の推進 ◇ 市の製品やサービス調達における環境配慮契約の検討・導入 ◇ 公共施設の電力調達における環境配慮契約制度の推進
市独自の環境マネジメントに基づく率先した節エネルギーの推進	環境政策室	◇ エコチェックシートを利用した節エネルギーの推進 ◇ ペーパーレス化の推進

イ 省エネルギー機器などの導入促進

市民や事業者は、省エネルギー性能の高い機器などを選んで導入します。市は、情報提供などを通じて導入を促すとともに、機器の更新時には省エネルギー性能の高い機器や L2-Tech 認証製品の導入検討を行い、率先導入を図ります。

表 12 エネルギー機器などの導入促進に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
市民・事業者との連携・協働による省エネルギー機器などの導入促進	環境政策室	◇ アジェンダ 21 すいた及び関係団体との連携・協働による啓発
家庭及び事業所における省エネルギー機器などの改修及び導入に係る情報提供及び啓発の推進	地域経済振興室 環境政策室	◇ 事業所に対する省エネルギー機器などの導入促進 ◇ 環境まちづくりガイドラインを活用した省エネルギー機器などの導入促進 ◇ 家庭における省エネルギーポテンシャル見える化の推進・啓発（うちエコ診断など） ◇ 事業所における省エネルギーポテンシャル見える化の推進・啓発（大阪府ビル省エネ度判定制度、同中小企業向け省エネ診断など） ◇ 低炭素建築物認定制度*や建築物省エネルギー性能表示制度*などの既存制度の利用の促進 ◇ 建築物の環境性能（断熱性能など）の向上を促進する制度の検討 ◇ ESCO 事業活用の啓発 ◇ おおさかスマートエネルギーセンターの創エネ、蓄エネ、省エネ対策制度の利用促進 ◇ 優れた環境技術・製品などの普及促進
家電買い替え支援による省エネルギー機器導入策の検討・推進	環境政策室	◇ 地球温暖化防止活動推進員による家庭向け省エネ相談会の実施
公共施設における省エネルギー機器などの導入推進	環境政策室 施設を所管する室課	◇ 公共施設の新築時・改修時における L2-Tech 認証製品などの省エネルギー機器の率先導入 ◇ 公共施設への ESCO 事業の活用 ◇ LED 照明の計画的な導入推進

ウ 再生可能エネルギーの導入拡大

市民や事業者は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。市は、情報提供を通じて市民や事業者の設備導入を促すほか、公共施設などで再生可能エネルギーの導入を推進します。

表 13 再生可能エネルギーの導入拡大に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
再生可能エネルギーの利活用に関する啓発活動や情報提供の推進	環境政策室	◇ 環境まちづくりガイドラインを活用した再生可能エネルギーの導入促進 ◇ 国や大阪府の取組の情報提供 ◇ 大阪府の太陽光パネル設置普及啓発のための事業者登録制度の利用促進 ◇ 太陽光発電シミュレーションサイトの利用促進
市民・事業者との連携・協働による太陽光発電・太陽熱利用などの再生可能エネルギーの普及促進	環境政策室	◇ アジェンダ 21 すいた及び関係団体との連携・協働による啓発
家庭及び事業所における再生可能エネルギー利活用を拡大するための促進策の検討・推進	環境政策室	◇ 屋根貸し等事業（公共施設、民間施設）の実施の検討 ◇ 大阪府の創エネ設備設置などに係る費用軽減のための融資制度の利用促進 ◇ 建築物に再生可能エネルギーの導入を促進する制度の検討
公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入推進	環境政策室 施設を所管する室課	◇ 公共施設の新築時、大規模改修時の再生可能エネルギー・未利用エネルギー導入推進（太陽光、小水力、下水熱など） ◇ 下水汚泥の消化ガス利用の検討
RE100 に向けた再生可能エネルギー比率の高い電力調達の推進及び促進	環境政策室 施設を所管する室課	◇ 公共施設における再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する小売電気事業者からの電力の調達 ◇ 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー比率の高い電気のグループ購入機会の提供
防災拠点をはじめとした公共施設における大規模災害時の自立・分散型エネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源設備などの導入推進	環境政策室 危機管理室 施設を所管する室課	◇ 災害時に避難所などへエネルギー供給が可能な自立分散型設備などの導入

エ 自動車に過度に依存しない交通環境整備

市民や事業者は、公共交通を利用したり、近距離は徒歩や自転車で移動するなど、自動車を過度に使用しないよう努めます。市は、公共交通の利便性向上などを推進します。

表 14 自動車に過度に依存しない交通環境整備に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
鉄道駅など公共交通機関に関わる施設などのバリアフリー化への支援	総務交通室	✧ 公共交通機関のバリアフリー化に係る補助
鉄道やバスの乗り継ぎなど公共交通の利用に関する分かりやすい情報提供	総務交通室	✧ 公共交通マップの作成・配布
地域の実情に応じたコミュニティバスの運行など、交通環境の充実化	総務交通室	✧ 民間路線バスの導入検討 ✧ コミュニティバスの運行
歩行者・自転車が安心して歩行・運行できるまちづくりの推進	環境政策室 都市計画室 計画調整室 総務交通室 道路室 地域整備推進室	✧ アジェンダ 21 すいた及び関係団体との連携・協働による啓発 ✧ 生活関連経路などのバリアフリー化 ✧ まちづくり事業におけるバリアフリー化・無電柱化 ✧ 自転車レーンの整備 ✧ 自転車駐車場の設置運営 ✧ 自転車放置防止の指導・啓発 ✧ シェアサイクル事業の検討 ✧ カーシェアリングの普及に向けた検討

オ 環境に配慮した開発事業の誘導

事業者は、建築や開発の際には「環境まちづくりガイドライン」などを参考とした環境配慮を行い、大規模な事業においては環境アセスメントを実施します。市は、情報提供や助言などを通じて適切な開発を誘導します。

表 15 環境に配慮した開発事業の誘導に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
市域の開発に対し、好いたすまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドラインなどの関連制度の適正な運用による環境に配慮した建築物などの誘導	環境政策室 都市計画室 開発審査室	◇ 好いたすまいる条例の適正な運用 ◇ 環境まちづくり影響評価条例の適正な運用 ◇ 環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）の適正な運用 ◇ 用途地域などの見直し
市域の大規模開発事業に対する低炭素まちづくりの検討及び推進	環境政策室 都市計画室 計画調整室	◇ 都市機能の集約化 ◇ 低炭素交通手段の利用促進 ◇ 緑地の保全及び緑化の推進 ◇ 省エネルギー化と再生可能エネルギーなどの活用 ◇ 建築物の低炭素化の促進

〔2〕適応策

温室効果ガスの抑制など（緩和策）を最大限行ったとしても、既に排出された温室効果ガスによる気候変動の影響は避けられないとされていることから、顕在化しつつあるリスクに備え、気候変動の影響による被害を回避または低減するために、適応策についても進めていく必要があります。

ア 暑熱環境対策の推進

（ア）ヒートアイランド対策の推進

市民や事業者は、ヒートアイランド現象の緩和のため、打ち水、みどりのカーテン、敷地や壁面・屋上の緑化など、気温の上昇を抑える取組を行います。市は、公共施設の緑化や道路や駐車場などでの雨水浸透などの対策を推進します。

表 16 ヒートアイランド対策の推進に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
打ち水やみどりのカーテンなど、身近に取り組めるヒートアイランド現象緩和の啓発の推進	環境政策室	- 公共施設のみどりのカーテンの推進 - アジェンダ 21 すいた及び関係団体との連携・協働による啓発
雨水浸透の整備による地下水の涵養の推進	管路保全室	「吹田市開発事業の手續などに関する条例」（愛称：好いたすまいる条例）に基づく雨水浸透枿設置の指導 - 雨水浸透枿の設置
緑化、アスファルト対策などの蓄熱への対策、節エネルギー・省エネルギーの推進などによる人工排熱への対策の推進	環境政策室 計画調整室 道路室 公園みどり室 地域整備推進室 施設を所管する室課	- 公共施設の屋上緑化・壁面緑化、高反射率塗料の使用などによる蓄熱対策、人工排熱対策などの実施 - 環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）を活用した蓄熱・人工排熱対策導入の誘導 「吹田市開発事業の手續などに関する条例」（愛称：好いたすまいる条例）に基づく緑化計画書の指導 - 道路の蓄熱対策（遮熱性舗装・保水性舗装・透水性舗装など）の検討・実施 - バス停や広場、駐車場などにおける蓄熱対策舗装の検討・実施
熱環境マップなどを活用した、まちづくりにおけるヒートアイランド現象の緩和	環境政策室	- 環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）の手續きにおける熱環境マップの活用 - クールスポットの創出（ドライ型ミストの設置など）
ヒートアイランド現象のモニタリング	環境政策室	熱帯夜数の把握、市域の気温分布調査などの実施

(イ) 気候変動による健康被害対策の推進

市民や事業者は、熱中症をはじめとする高温による健康被害に注意を払います。市では、教育施設や公共施設での適切な空調設備の整備や管理を行うほか、健康被害防止にかか
る普及・啓発を行います。

表 17 気候変動による健康被害対策の推進に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
熱中症対策の推進	環境政策室	◇ 熱中症予防の啓発活動の推進 ◇ クールビズの呼びかけ

イ 気候変動による大規模災害対策の推進

市民や事業者は、防災意識の向上や災害時の備えを行います。市では、出前講座による
啓発、災害の未然防止及び災害対策の充実強化を進めます。

災害対策にあたっては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復をはかる「減災」
の考え方を基本とします。

表 18 気候変動による大規模災害対策の推進に係る施策一覧

施策	担当室課	施策の例
防災意識の向上に向けた取組推 進	危機管理室 学校教育室	◇ 防災出前講座などの啓発の実施
応急給水体制の向上に向けた取 組推進	水道部総務室	◇ 災害時給水拠点の整備 ◇ 災害時給水所の設置 ◇ 地域との協働による応急給水訓練の実施
大雨時の浸水防止のための整備 推進	管路保全室	◇ 雨水管渠の整備、「吹田市開発事業の手続等 に関する条例」（愛称：好いたすまいる条 例）に基づく雨水貯留施設設置の指導
防災拠点をはじめとした公共施 設における大規模災害時の自立・ 分散型エネルギー確保に向けた、 再生可能エネルギーと蓄電池を 組み合わせた電源設備などの導 入推進（再掲）	環境政策室 危機管理室 施設を所管する室課	◇ 災害時に避難所などへエネルギー供給が可 能な自立分散型設備などの導入

〔3〕環境教育

持続可能な社会を実現し、より良い環境を将来世代へと引き継ぐためには、環境について学び、環境に貢献する人材や事業者を育成することが重要です。

ア 学校での環境教育(エコスクール)の推進

子どもたちは、学校生活や学習プログラムの中で、生活と環境との関わり、資源の大切さや省エネの工夫などを学び実践します。学校や市は環境学習教材や環境教育の場の充実などを通じて、子どもたちの学びや環境行動を支援します。

表 19 学校での環境教育（エコスクール）の推進に係る施策一覧

実施方針	担当室課	施策の例
環境教育等促進法に基づく環境教育の充実	環境政策室 学校管理課 学校教育室	◇ 環境教育担当者会議における情報共有 ◇ 学校との協働による環境教育に関する手引書の作成など
太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーの導入推進		◇ 施設の新築時、大規模改修時の再生可能エネルギー・未利用エネルギー導入推進（太陽光、下水熱など）
みどりのカーテン、ビオトープ、ミニ水田、学童農園などの実施		◇ みどりのカーテン、ビオトープ、ミニ水田、学童農園などの実施
校内物品のリサイクル、生ごみなどの減量化・堆肥化の実施		◇ エコスクール活動簿の活用
環境学習副読本などの活用		◇ 環境学習での利活用
環境教育の場の充実		◇ くるくるプラザなどと連携した発表の場の設定

イ 地域における環境教育の推進

市民や事業者は、環境学習や協働の取組などに参加し、自らも情報発信します。市は、環境学習の機会を提供するとともに、情報発信や人材育成を推進します。

表 20 地域における環境教育の推進に係る施策一覧

実施方針	担当室課	施策の例
環境教育等促進法に基づく協働取組などの推進	市民自治推進室 地域経済振興室 環境政策室 学校教育室 まなびの支援課	◇ 環境保全活動を行う個人や団体のつながり作りを支援
効果的なイベント（講習会・発表会、展示など）を開催		◇ アジェンダ 21 すいた及び関係団体との連携・協働によるイベント・講座などの開催
講演や講座などの学習機会の充実		◇ すいた環境教育フェスタの開催
地域における環境保全活動を担う人材の育成		◇ 環境サポーター養成講座の開催
学習プログラムや教材の研究・開発		◇ 地域との協働による学習プログラムなどの検討